

# オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会 生産性向上部会設置要綱

## (目的)

第1条 生産性向上部会（以下「部会」という。）は、オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、I o T、ロボット等の導入等による県内企業の生産性向上を促進するために設置する。

## (所管事項)

第2条 部会の所管事項は下記のとおりとする。

- (1) 企業の生産性向上に係る課題の把握に関すること。
- (2) 企業の生産性向上事例等の普及啓発に関すること。
- (3) 企業の生産性向上に係る施策等の検討に関すること。
- (4) その他企業の生産性向上のために必要な事項に関すること。

## (組織等)

第3条 部会は、「山形県I o T推進ラボ」の構成機関をもって構成する。

- 2 オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、部会長は山形県商工労働部長とする。

## (会議)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会の招集にあたり必要があると認めるときは、有識者等の出席を求めることができる。

## (事務局)

第5条 部会の事務局は、山形県商工労働部工業戦略技術振興課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。